

昭和三十三年法律第百九十二号

(国民健康保険法)

国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 都道府県及び市町村(第五条―第十二条)
第三章 国民健康保険組合(第十三条―第二十二条)
第四章 通則(第十三条―第二十二条)
第一節 管理(第二十三条―第三十一条)
第二節 解散及び合併(第三十二条―第三十一条)
第三節 国民健康保険組合(第三十二条)
第四節 雜則(第三十五条)
第五章 保険給付
第一節 療養の給付等(第三十六条―第五十七条の三)
第二節 その他の給付(第五十八条)
第三節 保険給付の制限(第五十九条―第六十三条の二)
第四節 雜則(第六十四条―第六十八条)
第五章 費用の負担(第六十九条―第八十一条)
第六章 保健事業(第八十二条)
第七章 国民健康保険運営方針等(第八十条)
第八章 診療報酬審査委員会(第八十七条―第九十条)
第九章 審査請求(第九十一条―第一百三十三条)
第十章 監督(第一百六条―第一百九条)
第十一章 雜則(第一百十一条―第一百二十条)
第十二章 罰則(第一百二十条の二―第一百二十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(国民健康保険)

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

第三条 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行ふものとする。
第四条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。
第五条 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。
第六条 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料(地方税法昭和二十五年法律第二百一十六号)の規定による国民健康保険税を含む。第十二条第二項、第五十四条の三第一項、第二項及び第四項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第十二項第二号及び第三号並びに第六項において同じ。)の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。
第七条 都道府県及び市町村は、前二項の責務を果すため、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的な連携を図るものとする。
第八条 都道府県は、第二項及び前項に規定するもののか、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。
第九条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定による被保険者(被保険者)の被保険者に対する保護を受けている世帯(その保護者による保護を受けている世帯を除く。)に属する者を停止されている世帯を除く。)に属する者を扶養者を除く。
第十条 国民健康保険組合の被保険者(被保険者による提供の求めを行つた世帯主に対する被保険者を除く。)に属する者を扶養者を除く。
第十一条 生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)による保護を受けている世帯(その保護者による提供の求めを行つた世帯主に対する被保険者を除く。)に属する者を扶養者を除く。
第十二条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の適用除外
第十三条 前条の規定にかかる者は、厚生労働省令で定めるもの
第十四条 資格取得の時期

第十五条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。
第十六条 前条の規定にかかる者は、厚生労働省令で定めるもの
第十七条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。
第十八条 資格喪失の時期

第十九条 前条の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを持続することにより、第三十六条第三項本文(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の二第三項(第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができる。
第二十条 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載し

た書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求める事ができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省の命令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとす。

世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。

号) 第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十三条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

特別会計
第十一条 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならぬ。
(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされて、する事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要な事項に限る。)を審議せらるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

ととされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要な事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののはか、国民健康保険事業の運営に関する事

項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
4 前三項に規定するもののほか、第一項及び二項に定める協議会に關して必要な事項は、政令で定める。

第三章 国民健康保険組合

第一節 通則

(組織)

第十二条 削除

3 2 1
このに同種の事業者は業務に従事する者とし、当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。

前項の組合の地区は、一又は二以上の市町村の区域によるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる。

第一項の規定にかかわらず、第六条各号（第八号及び第十号を除く。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者である者は、組合員となることを許さない。

者である者は、組合員とみなすことができる。ただし、それ者の世帯に同様号（第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でない者があるときは、この限りでない。

が行う国民健康保険の被保険者でないものは、当該組合の組合員となることができる。
(人格)
第十四条 組合は、法人とする。

第十六条 (住所) 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(設立)
第十七条 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

前項の認可の申請は、十五人以上の発起人の同意を得て行うものとする。
3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合においては、あらかじめ、次の各号に定める組合の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴き、当該認可の申請に係る組合の設立により、当該組合の地区をその区域に含む都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険規約を作成し、組合員となるべき三百人以上の同意を得て行うものとする。

險事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。一 その地区が一の都道府県の区域を越えない組合 当該組合の地区をその区域に含む市町村の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）

二 し
一 その地区が二以上の都道府県の区域にまたがる組合 当該組合の地区をその区域に含む市町村（第一項の認可の申請を受けた都道府県知事が統括する都道府県内の市町村に限る。）の市町村長及び当該組合の地区をその区域に含む都道府県の都道府県知事（当該認可の申請を受けた都道府県知事を除く。次項において「他の都道府県知事」という。）前項の規定により、他の都道府県知事が意見を述べるに当たつては、あらかじめ、当該組合

を述べるに當たつては、あらかじめ當該他の都道府県知事が統括する都道府県内の市町村の第一項の認可事が申請する組合の地区をその区域に含む市町村に限る。) の市町村長の意見を聽かなければならぬ。

5 組合は、設立の認可を受けた時に成立する。(規約の記載事項)

二 事務所の所在地	一 項目を記載しなければならない。
三 組合の地区及び組合員の範囲	
四 組合員の加入及び脱退に関する事項	
五 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項	
六 役員に関する事項	
七 組合会に関する事項	
八 保険料に関する事項	

九 準備金その他の財産の管理に関する事項
十 公告の方法
十一 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省令で定める事項

(被保険者)

第十九条 組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とし、

する。ただし、第六条各号（第十号を除く。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、この限りでない。

前項の規定にかかるらず、組合は、規約の定めるところにより、組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としないことができる。

（資格取得の時期）

属する者となつた日又は第六条各号（第十号を除く。）のいずれにも該当しなくなつた日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなつた日から、その資格を取得する。

第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなった日の翌日又は第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなったことにより、都道府県等が行う国民健康保険又は他の組合が行う国民健康保険の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

第二十九条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、第六条第九号に該当するに至った日から、その資格を喪失する。
(準用規定)

届出及び被保険者の資格に関する確認について、準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第五項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同条第一項及び第五項中「市町村」とあるのは「組合」と、同条第二項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同項及び同条第四項中「世帯主は」とあるのは「組合員は」と、「当該世帯主が住所を有する市町村」とあるのは「組合」と、「当該市町村」とあるのは「当該組合」と、「世帯主に」とあるのは「組合

員に」と読み替えるものとする。

3 理事及び監事は、規約の定めるところにより、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。
第二十四条 理事は、規約の定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。(役員の職務)
2 組合の業務は、規約に別段の定がある場合を除くほか、理事の過半数で決する。
3 監事は、組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。(理事の代表権の制限)
4 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対することができない。(理事の代理行為の委任)

2 組合会は、組合会議員をもつて組織するものとし、組合会議員の定数は、組合員の総数の二十分の一を下らない範囲内において、規約で定める。ただし、組合員の総数が六百人を超える場合は、三十人以上であることをもつて足りる。
3 組合会議員は、規約の定めるところにより、組合員が、組合員のうちから選挙する。
4 組合会議員の任期は、三年をこえない範囲内において、規約で定める。
第二十七条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。(組合会の議決事項)
1 規約の変更
2 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
3 収入支出の予算
4 決算
5 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約
6 準備金その他重要な財産の処分
7 訴訟の提起及び和解
8 前各号に掲げる事項のほか、規約で組合会の議決を経なければならないものと定めた事項

2 前項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げる事項のうち、合併により消滅する組合の地区を合併後存続する組合の地区の一部とする地区的拡張に係る規約の変更その他の厚生労働省令で定めるものを除く。)の議決は、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。
第二十四条の五 組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害關係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。
第二十四条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害關係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。
第二十四条の三 理事は、規約又は組合会の決議によつて禁止されないと限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。(仮理事)
第二十四条の二 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがないときは、都道府県知事は、利害關係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

2 組合会議員が、その定数の三分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して組合会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から起算して二十日以内に、臨時組合会を開催する。(組合会)
第二十九条 組合員は、各自一箇の選挙権を有し、組合会議員は、各自一箇の議決権を有する。(組合会の権限)
第三十条 組合会は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。
第三十一条 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。
第三十二条 (一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)
1 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、組合について準用する。
第三十三条 組合は、解散及び合併(解散)
1 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。
2 組合は、次に掲げる理由により解散する。
3 第三百八条第四項又は第五項の規定による解散命令
4 合併
5 第一百八条第三項及び第四項の規定は、組合の地区の拡張に係る規約の変更に関する前項の認可について準用する。
6 組合は、第一項第三号に掲げる事項及び第二項に規定する厚生労働省令で定める事項の議決をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
(組合会の招集)
第二十八条 理事は、規約の定めるところにより、毎年度一回通常組合会を招集しなければならない。
2 組合会議員が、その定数の三分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して組合会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から起算して二十日以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、「二箇月を下ること」ができない。
3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付

た日から起算して二十日以内に、臨時組合会を開催する。

(清算中の組合の能力)

第三十二条の三 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではお存続するものとみなす。

(清算人)

2 組合が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は組合会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。
--

3 組合員が、組合員のうちから選挙する。

4 組合員が、各自一箇の選挙権を有する。

5 組合会議員は、各自一箇の議決権を有する。

6 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。

7 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせことができる。

8 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。

9 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。
--

10 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

11 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

12 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

13 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

14 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

15 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

16 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

17 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

18 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

19 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

20 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

21 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

22 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

23 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせができる。
--

24 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

25 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせができる。
--

26 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

27 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせができる。
--

28 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

29 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせができる。
--

30 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

31 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせができる。
--

32 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

33 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせができる。
--

34 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

35 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせができる。
--

36 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。
--

37 組合は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせができる。
--

38 組合は、組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査する。

<tbl_r cells="1" ix="1" maxc

減ぜられたときは、同条第一項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保險者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第四十二条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合には、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第四十三条 市町村及び組合は、政令で定めるところにより、条例又は規約で、第四十二条第一項に規定する一部負担金の割合を減ずることができること。

2 前項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、市町村又は組合が開設者の同意を得て定める保険医療機関等について療養の給付を受ける被保險者は、第四十二条第一項の規定にかかるわらず、その減ぜられた割合による一部負担金を当該保険医療機関等に支払うをもつて足りる。

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保險者が前項に規定する保険医療機関等以外の保険医療機関等について療養の給付を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保險者が第四十二条第一項の規定により当該保険医療機関等に支払った一部負担金との差額を当該被保險者に支給しなければならない。

4 前条の規定は、第二項の場合における一部負担金の支払について準用する。

第四十四条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保險者で、保険医療機関等に第四十二条又是前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を探ることができる。

一 部一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた被保險者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保險者にあつては、当該減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保險者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

第四十五条 市町村及び組合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、組合に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保險者(第五十七条に規定する場合にあつては、当該被保險者の属する世帯の世帯主又は組合員)が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例による。

3 市町村及び組合は、都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、当該保険医療機関等において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることがができる。

4 市町村及び組合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定めに照らして審査した上、支払うものとする。

5 市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域とする国民健康保険団体連合会(加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く)又は社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる。

6 国民健康保険団体連合会は、前項の規定及び健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、一般社団法人又は一般財團法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣が指定するものに委託することができる。

第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に関する費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に要する費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務の委託を受けた者は、当該診療報酬請求書の審査を厚生労働省令で定める要件に該当する者に行わせなければならない。

8 前項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十七条から第五十一条まで 削除

(入院時食事療養費)

第五十二条 市町村及び組合は、被保險者(特定長期入院被保險者を除く)が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養費を支給する。ただし、当該世帯主又は組合員が当該被保險者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき健康保険法第八十五条规定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする)から、同項に規定する食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

3 被保險者が保険医療機関について食事療養を受けたときは、市町村及び組合は、当該被保險者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該保険医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として当該世帯又は組合員に対し支給すべき額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し支給すべき額の支給があつたものとみなす。

5 保険医療機関は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生労働省令の定めどおり、領收証を交付しなければならない。

6 健康保険法第六十四条及び本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで及び第四十五条の二の規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に必要な技術的読替えは、政令で定める。

て、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、併用療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）（居宅介護サービス費に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例施設介護サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する介護予防サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）を受けていたときは、そくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）を受けたときは、そくは当該疾病又は負傷及びこれによつて発生した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、併用療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給又は移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わな

一 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第五章の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は家族移送費の支給を受けることができるに至つたとき。
二 その者が、第六条第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。
三 その者が、当該疾病又は負傷につき、他の市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給を受けることができるに至つたとき。
四 被保険者の資格を喪失した日から起算して六箇月を経過したとき。

3 第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、健康保険法第五章の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。
4 第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
(他の法令による医療に関する給付との調整)
第五十六条 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当するものに限る。)を受けていたときは、そくは当該疾病又は負傷及びこれによつて発生した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、併用療養費の支給、併用療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。前項の規定による療養の給付、被保険者が保険機関等に支払うべき額の限度において、当該被保険者が保険料の割合を減じて支払うべき額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十七条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合

災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者養給付若しくは療養給付、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）他の法律において準用する場合を含む。)の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各条例の規定による療養補償その他の政令で定める法令による医療に関する給付を受けることができるとき、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときも、同様とする。
2 市町村及び組合は、前項に規定する法令による給付が医療に関する現物給付である場合において、その給付に関して行われたものとした場合は実費徴収が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実費徴収の額が、その給付がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額(第四十三条第一項の規定により第四十二条第一項の一部負担金の割合が減ぜられているときは、その減ぜられた割合による一部負担金の額)を超えるとき、又は前項に規定する法令(介護保険法を除く。)による給付が医療費の支給をある場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による入院時食事療養費、入院時生活療養費、併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の支給をすべきものとした場合における入院時食事療養費、入院時生活療養費、併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費の額に満たないときは、それぞれその差額を当該被保險者に支給しなければならない。
3 前項の場合において、被保険者が保険医療機関等について当該療養を受けたときは、市町村及び組合は、同項の規定により被保険者に支給すべき額の限度において、当該被保険者が保険医療機関等に支払うべき額に相当する額を控除して得た額並びに介護保険法第五十七条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合

第五十七条 一部負担金の支払又は納付、第四十三条第三項又は前項第二項の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各条例の規定による差額の支給及び療養費の支給に関しては、当該疾病又は負傷が世帯主又は組合員でない被保険者に係るものであるときは、これらの事項に関する各条例の規定による差額の支給及び療養費の支給

算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

第五十八条 市町村及び組合は、

第五十八条 第二節
市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に際しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

第三節 保険給付の制限

3 市町村及び組合は第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託することができる。

第五十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給（以下この節において「療養の給付等」という。）は、行わない。

一 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。

二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

第六十条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為に

第六十一条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不
行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは
は、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、
その全部又は一部を行わないことができる。

第六十二条 市町村及び組合は、被保険者又は被
保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に
関する指示に従わないとときは、療養の給付等の
一部を行わないことができる。

第四節 雜則

第六十四条 市町村及び組合は、給付事由が第三
者の行為によつて生じた場合において、保険給
付を行つたときは、その給付の価額（当該保険
給付が療養の給付であるときは、当該療養の給
付に要する費用の額から当該療養の給付に関し
被保険者が負担しなければならない一部負担金

3 前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定

3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定して訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項（第五十五条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を

第六十八条 (租税その他の公課の禁止)
租税その他の公課の禁止

第六十九条 国は、政令の定めるところにより、国民健康保険組合に対して国民健康保険料を支給する。
（国）費用の負担

課は、保険給付として、課すること

として、課することと
めることにより、
の事務（高齢者の医

Page 1

Journal of Oral Rehabilitation 2006 33: 103–109

第六十三条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十六条の規定によつて命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

(第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めることとする。

市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3
市町村及び組合は第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされしているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

2 に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村及び組合は、その価額の

限度において、保険給付を行ふ責を免かれる
3 都道府県は、当該都道府県内の市町村によつて
保険給付の適正な実施を確保するため、広域的
又は専門的な見地から必要があると認められる
場合として厚生労働省令で定める場合には、市
町村から委託を受けて、当該市町村が第一項の
規定により取得した同項の請求権に係る損害賠
償金の徴収又は収納の事務の全部又は一部を行
うことができる。

4 市町村及び組合並びに市町村から委託を受け
て前項の規定による事務を行う都道府県は、第一
項の規定により取得した同項の請求権に係る損
害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条各
項に規定する国民健康保険団体連合会で行
つて厚生労働省令で定めるものに委託するこ
とができる。

5 国は、市町村から委託を受けて第三項の規定
による事務を行う都道府県に対し、当該事務が
円滑に実施されるために必要な措置を講ずるよ
う努めるものとする。

(不正利得の徴収等)

第六十五条 偽りその他不正の行為によつて保険
給付を受けた者があるときは、市町村及び組合
は、その者からその給付の価額の全部又は一部
を徴収することができる。

2 前項の場合において、保険医療機関において保
診療に從事する保険医又は健康保険法第八十
一条第一項に規定する主治の医師が、市町村又は組
合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をし
たため、その保険給付が行われたものであるとき
は、市町村又は組合は、当該保険医又は主査の
の医師に対し、保険給付を受けた者に連帶して
前項の徴収金を納付すべきことを命ずることが
できる。

3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定
訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によ
て療養の給付に関する費用の支払又は第五十二
条第三項（第五十二条の二第三項及び第五十三
条第三項において準用する場合を含む。）若
くは第五十四条の二第五項の規定による支払を

4 受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

都道府県は、市町村からの委託を受けて、市町村が前項の規定により保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から返還させ、及び支払わせ

る額の徴収又は収納の事務のうち広域的な対応が必要なもの又は専門性の高いものを行うことができる。

療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」といふ。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者關係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）介護保険法の規定による納付金等（以下「介護保険法の規定による納付金等」といふ。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者關係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」といふ。）並びに同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者納付金」といふ。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）の規定による初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」といふ。）並びに子ども・子育て支援事務を含む）の執行に要する費用を負担する。

第七十条 国は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項、第七十五条の二第一項、第七十六条第一項及び第一百四条において「療養の給付等に要する費用」といふ。）並びに当該都道府県による高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」といふ。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」といふ。）、介護納付金、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を負担する。

一 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額

規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）

第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村又は都道府県若しくは市町村が被保険者の全部若しくは一部についてその一部負担金に相当する額の全部若しくは一部を負担することとしている市町村が属する都道府県に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令で定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。

国は、第一項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、都道府県に対し、被保険者に係る全ての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付に要する費用の割合等を勘案して、国民健康保険の財政に与える影響が著しい医療に関する給付として政令で定めるところにより算定する額以上の医療に関する給付に要する費用の合計額（第七十二条の二第二項において「高額医療費負担対象額」という。）の四分の一に相当する額を負担する。（国庫負担金の減額）

第七十一条 都道府県又は当該都道府県内の市町村が確保すべき収入を不适当に確保しなかつた場合においては、国は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該都道府県に対して負担すべき額を減額することができる。

前項の規定により減額する額は、不适当に確保しなかつた額をこえることができない。
(調整交付金等)

第七十二条 国は、都道府県等が行う国民健康保険について、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、都道府県に対しても調整交付金を交付する。
前項の規定による調整交付金の総額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 第七十一条第一項第一号に掲げる額（同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）及び同条第一項第二号に掲げる額の合算額の見込額の総額（次条第一項において「算定対象額」といふ。）の百分の九に相当する額

二 第七十二条の三第一項の規定による繰入金額及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金額の合算額の総額の四分の一に相当する額

3 国は、第一項に定めるもののほか、被保険者に対する健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化（以下「医療費適正化」という。）等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援するため政令で定めるところにより、都道府県に対し予算の範囲内において、交付金を交付する。
（都道府県の特別会計への繰入れ）

第七十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、一般会計から、算定対象額の百分の九に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、一般会計から、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

（市町村の特別会計への繰入れ等）

第七十二条の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第一項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担する。

第七十二条の三の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国

民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。	2	国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。	3	都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。
市町村は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。	3	市町村は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。
第七十二条の三の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第三項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。	第七十二条の三の三	第七十二条の三の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第三項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。
都道府県は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。	2	都道府県は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
市町村は、第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び前条第一項の規定に基づき繰り入れる額のほか、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ないと認められる者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他的事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。	3	市町村は、第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び前条第一項の規定に基づき繰り入れる額のほか、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ないと認められる者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他的事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。
国は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。	2	国は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。
都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。	3	都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。
(特定健康診査等に要する費用の負担)	第七十二条の五	国は、政令で定めるところにより、第一項の規定による高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査(第八十二条第二

都道府県は、前項の規定による勧告を行ふに当たつては、あらかじめ、当該市町村の意見を聽かなければならぬ。都道府県は、前条第一項の規定により保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告したにもかかわらず、当該市町村が保険給付費等交付金の交付に当たり、政令で定めるところにより、国民健康保険保険給付費等交付金の額から當該保険給付（当該勧告に係る部分に限る。）に相当する額を減額することができる。

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

第七十五条の七 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

第七十六条の二 市町村による前条第一項の保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

（保険料の徴収の方法）

第七十六条の三 市町村による第七十六条第一項の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主（政令で定めるものを除く。）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が世帯主に対し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

2

市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

（保険料）

第七十六条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に於ける特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。以下同じ。）に充てるため、政令で定めるところにより、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等の他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。）

2

組合は、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金を課するとき、この限りでない。）

（保険料の減免等）

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第七百七十九条に規定する組合にあっては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。

（地方税法の準用）
前二項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第九条第二号に規定する被保険者は、介護保険法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。

（賦課期日）

3

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

第七十六条の二 市町村による前条第一項の保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

（保険料の徴収の方法）

第七十六条の三 市町村による第七十六条第一項の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主（政令で定めるものを除く。）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が世帯主に対し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

2

前項の規定によつて督促をしようとするときは、組合は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3

前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、規約の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

2

前項の規定によつて督促をしようとするときは、組合は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、地方税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3

前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、規約の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

（滞納処分）

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他の税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する場合に該当する場合は、この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十三条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（滞納処分）

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他の税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する場合は、この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十三条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（滞納処分）

第八十条 第七十九条の規定による督促又は地方

税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当

したことによる繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けたこれを処分し、又は納付義務者の住所地若しくはその財産の所在地の市町村に対しこれの処分を請求することができる。

（滞納処分）

第八十条 第七十九条の規定による督促又は地方

税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当

したことによる繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完

納しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けたこれを処分し、又は納付義務者の住所地若しくはその財産の所在地の市町村に対しこれの処分を請求することができる。

（滞納処分）

第八十条 第七十九条の規定による督促又は地方

税法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当

したことによる繰上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完

納しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けたこれを処分し、又は納付義務者の住所地若しくはその財産の所在地の市町村に対しこれの処分を請求することができる。

（保険料の徴収の委託）
第七十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金については、地方税法第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

（督促及び延滞金の徴収）

第七十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納した者に対する督促は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条において準用する地方税法第十三条规定により繰上徴収をするときは、この限りでない。

（督促及び延滞金の徴収）

（保険料の徴収の委託）
第七十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金については、收入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者に委託することができる。

（財政安定化基金）
第七十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金を、普通徴収の方法による徴収金については、地方税法第九条、第十三条の二、第二十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

（財政安定化基金）

第八十条の二 市町村は、普通徴収の方法による徴収金の徴収の事務については、收入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者に委託することができる。

（財政安定化基金）

4	都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要なと認められる場合に、政令で定めるとあると認められる場合に、政令で定めるとこれにより、これを要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができるものと定める。
5	都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものと定める。
6	市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付しなければならない。
7	都道府県は、政令で定めるところにより、第五項の規定により当該都道府県内の市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。
8	市町村は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。
9	市町村は、全て財政安定化基金に充てなければならない。
10	この条における用語のうち次の各号によるもの意義は、当該各号に定めるところによる。

五	基金事業対象保険料収納額 市町村が基金事業対象保険料に要する額が基金事業対象保険料必要額に不足する市町村
一	収納不足市町村 基金事業対象保険料必要額に不足する市町村
二	基金事業対象保険料収納額 市町村が当該年度中に収納した保険料の額のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付による都道府県からの借入金（次号において「財政安定化基金事業借入金」という。）の償還に要した費用の額その他の政令で定める費用の額により算定した額
三	基金事業対象保険料必要額 市町村が当該年度中に収納することが必要な保険料の額の充てたものとして政令で定めるところにより算定した額

四	第八十二条 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない。
五	基金事業対象費用額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計に算定する費用の額（療養の給付等に要する費用の額に係るものに限る）、特別高額医療費による繰入金及び第七項の規定による繰入金（次号において「財政安定化基金繰入金」という。）の繰入れに要した費用の額その他政令で定める費用の額により算定した額
六	市町村は、前項に規定する高齢者の医療の確保に関する法律第百二十一条第一項に規定する後期高齢者医療広域連合を執行するものと同一のものと定めるとともに、当該被保険者に係るこの法律の規定による療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十一条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに係る情報その他の高齢者の心身の特性に応じた事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。
七	前項の規定により、情報又は記録の写しを提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。
八	市町村は、第五項の規定により高齢者の心身の特性に応じた事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができ

九	市町村及び組合は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業とし、適切かつ有効に行うものとする。
四	市町村及び組合は、第一項の事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報、診断に関する記録の写しその他の必要な情報を用いて、当該記録の写しを提供するよう求めることにより算定した額
五	第六章 保健事業
六	市町村は、前項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業を行つて必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次項において同じ。）に対し、当該被保険者に係るこの法律の規定による療養に関する情報若しくは同法第百二十一条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは同法第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに係る情報その他の高齢者の心身の特性に応じた事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。
七	前項の規定により、情報又は記録の写しを提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。
八	市町村は、第五項の規定により高齢者の心身の特性に応じた事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができ

- 組合は、第一項及び前項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者にこれらの事業を利用させることができる。

厚生労働大臣は、第一項の規定により市町村及び組合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために、指針の公表、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。

都道府県は、第一項の規定により市町村及び組合が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために、当該事業の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

都道府県は、第一項の規定により市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を支援するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村に対し、当該被保険者に係る次に掲げる情報の提供を求めることができる。

一 保険医療機関等が第四十五条第四項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により行つた請求及び指定訪問看護事業者が第五十四条の二第九項の規定により行つた請求その他の当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報（当該市町村が、その保険給付に関する事務を国民健康保険団体連合会又は支払基金に委託した場合にあつては、当該委託された事務に関する、国民健康保険団体連合会又は支払基金が保有する情報を含む。）

二 当該都道府県内の市町村による高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査に関する記録の写しその他厚生労働省令で定める情報

第六章の二 国民健康保険運営方針等

（都道府県国民健康保険運営方針）

- 六年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

二 都道府県国民健康保険運営方針においては、
次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

五 都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に関する事項

六 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

七 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他関連施策との連携に関する事項

二 前項各号（第一号を除く。）及び前号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村における事項の見通しの他の事情を勘案し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるものとする。

三 都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しの他の事情を勘案し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるものとする。

四 都道府県は、おおむね三年ごとに、第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合には、当該事項）

- 項を含む。)について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。

7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

9 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。
(標準保険料率)

10 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値(第三項において「市町村標準保険料率」という。)を算定するものとする。

11 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値(次項において「都道府県標準保険料率」という。)を算定するものとする。

12 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率(以下この条において「標準保険料率」という。)を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、標準保険料率を当該都道府県内の市町村に通知するものとする。

13 都道府県は、市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率(以下この条において「標準保険料率」という。)を算定したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、標準保険料率を公表するよう努めるものとする。

14 前項に規定する場合において、都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、標準保険料率を公表するよう努めるものとする。

- 康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

連合会は、法人とする。

連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。

連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（設立の認可等）

第八十四条 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域をその区域内に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の都道府県及び市町村並びに組合の三分の二以上が加入したときは、当該区域内のその他都道府県及び市町村並びに組合は、全て当該連合会の会員となる。

（規約の記載事項）

第八十五条 連合会の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

 - 3 事業
 - 2 事業
 - 1 事業
 - 三 事務所の所在地
 - 四 連合会の区域
 - 五 会員の加入及び脱退に関する事項
 - 六 経費の分担に関する事項
 - 七 業務の執行及び会計に関する事項
 - 八 役員に関する事項
 - 九 総会又は代議員会に関する事項
 - 十 准備金その他の財産に関する事項
 - 十一 公告の方法
 - 十二 前各号に掲げる事項のほか厚生労働省令で定める事項

（業務運営の基本理念）

第八十五条の二 連合会は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、診療報酬請求書情報等の分析等（次条第三項に規定する業務をいう。）を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、支払基金と有機的に連携しつ

つ、診療報酬の適正な請求に資する支援その他
の取組を行うよう努めなければならない。
(業務)

第八十五条の三

連合会は、第四十五条第五項
(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、
第五十三条第三項及び第五十四条の二第二項
において準用する場合を含む。)の規定により
市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給
付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院
市町村及び組合から委託を受けて行う療養の給
付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院
生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護
療養費の請求に関する審査及び支払の業務を行
う。

2

連合会は、前項に規定する業務のほか、国民
健康保険事業の円滑な運営に資するため、次に
掲げる業務を行うことができる。

一

第五十八条第三項の規定により市町村及び
組合から委託を受けて行う同条第一項の保険
給付及び同条第二項の傷病手当金の支払の
事務

二

第六十四条第四項の規定により市町村及び
組合並びに市町村から委託を受けて同条第三
項の規定による事務を行う都道府県から委託
を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徵
収又は収納の事務

三

前二号の業務に附帯する業務

四 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険

事業の円滑な運営に資する事業

連合会は、前二項に規定する業務のほか、診
療報酬請求書及び特定健康診査等(高齢者の医
療の確保に関する法律第十八条第一項第一号に
規定する特定健康診査等をいう。)に関する記
録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及
び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報
の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の
促進に関する業務を行うことができる。

連合会は、この法律及び他の法令の規定によ
り連合会が行うこととされている業務のほか、
当該業務の遂行に支障のない範囲内において、
次に掲げる業務を行うことができる。

一 国、都道府県、市町村、法人その他の団体
の委託を受けて行う保健、医療及び福祉に関
する業務

二 前号の業務に附帯する業務
(準用規定)

第八十六条 第十六条、第二十三条から第二十五
条まで、第二十六条第一項、第二十七条から第
三十五条まで及び第八十二条(特定健康診査等)

に係るもの並びに同条第五項から第八項まで、
第十三項及び第十四項を除く。)の規定は、連
合会について準用する。この場合において、こ
れらの規定中「組合員」とあるのは「会員たる
都道府県若しくは市町村又は組合を代表する
者を」と、「組合会」とあるのは「総会又は代
員会」と、「組合会議員」とあるのは「会員たる
者は代議員会の議員」と、同条第二項中「被保險
者を」とあるのは「都道府県若しくは市町村若
しくは組合又は被保險者を」と、「又は」とあ
るのは「若しくは」と、「同法」とあるのは「
それぞれ当該都道府県若しくは市町村若しく
は組合が保存している医療保険等関連情報(高
齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項
に規定する医療保険等関連情報をいう。次項及
び第四項において同じ。)又は労働安全衛生法」
と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるの
は「医療保険等関連情報の提供を求められた都
道府県若しくは市町村若しくは組合又は労働安
全衛生法」と、「当該」とあるのは「当該医療
保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中
「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項
に規定する」とあるのは「都道府県若しく
は市町村又は組合から提供を受けた」と読み替
えるものとする。

員並びに保険者を代表する委員については、そ
れぞれ同数とする。

前項の委嘱は、保険医及び保険薬剤師を代表
する委員並びに保険者を代表する委員について
は、それぞれ関係団体の推薦によつて行わなければ
ならない。

(審査委員会の権限)
第八十九条 審査委員会は、診療報酬請求書の審
査を行うため必要があると認めるときは、都道
府県知事の承認を得て、当該保険医療機関等若
しくは指定訪問看護の事業を行う事業所に対し
て、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提
出若しくは提示を求め、又は当該保険医療機関
等の開設者若しくは管理者、指定訪問看護事業
者若しくは当該保険医療機関等において療養を
担当する保険医若しくは保険薬剤師に対して、
出頭若しくは説明を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により審査委員会に出
頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給
しなければならない。ただし、当該保険医療機
関等又は指定訪問看護の事業を行う事業所が提
出した診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿
書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を
求められて出頭した者に対しては、この限りで
ない。

(会員への委任)

第九十条 この章に規定するもののほか、審査委
員会に関して必要な事項は、厚生労働省令で定
めることとする。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じ
て選舉された者が、その職務を代行する。

(定足数)

2 委員は、再任されることができる。

(委員の任期)

第九十四条 委員の任期は、三年とする。ただ
し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と
する。

2 会長が選舉する会長一人を置く。

2 委員は、再任されることができる。

2 会員が選舉する委員及び公益を代表する委員のう
ちから委員が選舉する会長一人を置く。

2 会員各一人以上を含む過半数の委員の出席がな
ければ、議事を開き、議決をすることができな
い。

(表決)

第九十七条 審査会の議事は、出席した委員の過
半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の
決するところによる。

(管轄審査会)

第九十八条 審査請求は、当該処分をした市町村
又は組合(第八十条第三項の規定による処分に
ついては、当該処分をした市町村とする。)の
所在地の都道府県の審査会に対してしなければ
ならない。

(審査請求)

第九十九条 審査請求が管轄違であるときは、審査会は、
すみやかに、事件を所轄の審査会に移送し、か
つ、その旨を審査請求人に通知しなければなら
ない。

(審査請求の期間及び方式)

2 審査請求が管轄違であるときは、はじめから、移送
を受けた審査会に審査請求があつたものとみな
す。

3 事件が移送されたときは、事件があつたことを知
つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又
は口頭でしなければならない。ただし、正当な
理由により、この期間内に審査請求をすること
ができるなかつたことを疎明したときは、この限
りでない。

(審査請求の期間及び方式)

2 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月以内に、文書又
は口頭でしなければならない。ただし、正当な
理由により、この期間内に審査請求をすること
ができるなかつたことを疎明したときは、この限
りでない。

(市町村又は組合に対する通知)

第一百条 審査会は、審査請求がされたときは、行
政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)
第二十四条の規定により当該審査請求を却下す
場合を除き、原処分をした市町村、組合その
他の利害関係人に通知しなければならない。

2 委員は、被保險者を代表する委員及び公益を代表する委
員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委
員各三人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

ける当該法令の規定に規定する徴収金の先取特 權の順位については、なお從前の例による。	（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 をこえない範囲内で政令で定める日から施行す る。
附 則 （昭和三四年四月二〇日法律第一 三六号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和三六年六月一五日法律第一 四三号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行 する。（経過規定）
附 則 （昭和三七年三月三一日法律第五 七号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行 する。この法律の施行前に行なわれた療養の給付及 びこの法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨 げない。

2 この法律の施行前に行なわれた療養の給付に 関する一部負担金の割合及びこの法律の施行前 に行なわれた療養に係る療養費の額について は、なお從前の例による。	2 この法律の施行前に行なわれた療養の給付に 関する一部負担金の割合及びこの法律の施行前 に行なわれた療養に係る療養費の額について は、なお從前の例による。	1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行 する。（施行期日）
附 則 （昭和三七年三月三一日法律第五 八号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行 する。（施行期日）
附 則 （昭和三七年九月八日法律第一 二号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日 （以下「施行日」という。）から施行する。
附 則 （昭和三七年九月一五日法律第一 六一号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 する。（施行期日）

2 この法律の施行前に行なわれた療養の給付及 びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療 養費の支給に要する費用についての国庫の負担 及び補助については、なお從前の例による。	2 この法律の施行前に行なわれた療養の給付及 びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療 養費の支給に要する費用についての国庫の負担 及び補助については、なお從前の例による。	1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行 する。（経過規定）
附 則 （昭和三七年五月一六日法律第一 四〇号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 する。（施行期日）
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 する。	1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 する。（以下「施行日」という。）	（施行期日）
附 則 （昭和三七年九月一五日法律第一 六一号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 する。（以下「施行日」という。）
附 則 （昭和三七年九月八日法律第一 二号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日 （以下「施行日」という。）から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 前に生じた事項にも適用する。ただし、この法 律による改正前の規定によつて生じた効力を妨 げない。	2 この法律による改正後の規定は、この附則に 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 前に生じた事項にも適用する。ただし、この法 律による改正前の規定によつて生じた効力を妨 げない。	1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行 する。（施行期日）
附 則 （昭和三七年五月一六日法律第一 四〇号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 する。（施行期日）
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 する。	1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 する。（以下「施行日」という。）	（施行期日）
附 則 （昭和三七年九月一五日法律第一 六一号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行 する。（以下「施行日」という。）
附 則 （昭和三七年九月八日法律第一 二号）抄	（施行期日）	第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日 （以下「施行日」という。）から施行する。

9 保険法第五十五条第一項中「当該疾病又は負傷について」とあるのは「被保険者として受けることができる期間」と読み替えるものとする。

号附見抄

三九

三

第一条 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第一条第三項第八号の改正規

し、第四十二条第一項及び第五十二条第一項の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

定、第二百六十三条の二の次に条を加える改
正規定、第三編第四章の次に一章を加える改
正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改
正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条
から附則第十八条まで、附則第二十四条（他方

(経過規定) 昭和四十三年一月一日に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の割合及び同日前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお前の方による。

五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第三十五条の規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調整及び義決、逃亡費、渠成用料、貢負負担金、角

世帯主（世帯主が被保険者でない世帯についての規定は、当該世帯に属する被保険者でこの法律により改正前の第四十二条第一項ただし書の規定に基づく厚生省令で定めるものとする。以下同じ。）に係る療養の給付及び療養費の支給に要する

予算の歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「予算関係の

する費用については、昭和四十一年四月一日以後に行なわれる療養の給付及び同日以後に行なわれる療養に係る療養費の支給に要する費用について適用し、同日前に行なわれた療養の給付及び同日前に行なつて療養に係る療養費の支給

改正すべき附則八条の規定(以下「二重負担の規定」といふ)を「二重負担の規定を改めし附則八条の規定(以下「二重負担の規定」といふ)」と改め、「改正規定」という。)は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十七条から附則第二十

がて同様に行かねばならぬ被保険者の負担を減らすための措置についての規定は、なお從前の例によつては、この法律による改正後の第七十条の規定は、世帯主以外の被保険者に係る療養の給付及び療養費の支拂いに関する規定によつては、次の各項

目録第一四条から附則第一十九条までの規定は、附則第二十一条から附則第三十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月六日法律第一五二号) 抄
(施行期日)

昭和四十四年四月一日において世帯主以外の被扶養者の収入合計に係る一部負担金の支給及び基準日前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国の負担については、なお従前の例による。

〔旅行日〕といふから旅行する附則（昭和四〇年六月一一日法律第一三〇号）抄

の被保険者の療養の経費は併る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で当該一部負担金の割合を十分の三以下としたこと

により昭和四十年度において国民健康保険法第七十四条の規定による補助を受けたもの
昭和四十一年四月一日

二 昭和四十二年一月一日において世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下としている市町村で厚生大臣の承認を受けたもの 昭和四十二年一月一日

三 前各号に掲げる市町村以外の市町村 昭和四十三年一月一日

厚生大臣は、あらかじめ、前項第二号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数と同項第三号に掲げる市町村の世帯主以外の被保険者の数の合計数とがおおむね同数となるよう前に計画を定め、これに基づいて同項第二号の承認を行なうものとする。

前項の計画を定めるに当たつては、市町村における医療の水準、被保険者の所得の状況等を勘案し、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三以下とする必要度が高いと認められる市町村が優先されるよう配慮するものとする。

第四項第一号及び第二号に掲げる市町村は、それぞれ基準日以後においては、世帯主以外の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を十分の三をこえるものとすることができない。

この法律による改正後の第七十二条第二項の規定は、昭和四十一年度分の調整交付金から適用する。

地方自治法第二百三十五条の三第三項の規定は、この法律の公布の日前に納期限が到来した国民健康保険法の規定に基づく保険料その他の徴収金で同日までに納付されていないもの（同条第二項の規定による当該保険料その他の徴収金に係る手数料及び延滞金を含む。）についても、適用する。

附 則（昭和四一年七月二十五日法律第八
一号）抄
(施行期日)

附 則（昭和四五年六月一日法律第一二
抄
一號）
施行期日

附 則 (昭和五七年八月一七日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

附 則（昭和四五年六月一日法律第一二一）
（施行期日）抄
（五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年九月二一日法律第八百三十九号）抄

（施行期日）
（施行年月日等）抄

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二七日法律第三二号）抄

（施行期日等）抄

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五一年六月五日法律第六一六六号）抄

（施行期日）
（施行年月日等）抄

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第二条中船員保険法第四条の規定及び附則第三条の規定は、同年八月一日から、第三条及び附則第九条の規定は同年八月一日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月一六日法律第六一六六号）抄

（施行期日）
（施行年月日等）抄

第一条 この法律は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定及び附則第三条の規定は、同年四月一日から施行する。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 昭和五十三年四月一日以前に行われた療養の給付及び同日前に行われた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国民健康保険組合に対する国の補助については、なお従前の例によることとする。

附 則（昭和五五年一二月一〇日法律第六一〇八号）抄

（施行期日）
（施行年月日等）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五七年八月一七日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

<p>(施行期日) ○号 抄</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二十六条 国民健康保険の被保険者であつて第二十五条第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に受けた療養に係る療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。</p> <p>この法律による改正後の国民健康保険法第十七条の規定は、施行年度の翌年度(施行日が年度の初日に当たる場合は、施行年度)分の保険料から適用し、施行年度(施行日が年度の初日に当たる場合は、施行年度の前年度)分までの保険料については、なお従前の例による。</p> <p>施行日前にした行為に対する国民健康保険法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(老人保健特別徴収金の徴収)</p> <p>第四十条 国民健康保険の被保険者は、施行日が年度の初日に当たる場合を除き、施行年度分の拠出金の納付に充てるための費用については、当該年度の収入をもつて充てるものとする。この場合において、当該年度の支出の見込額が当該年度の収入の見込額を超えることとなるときは、その超える額の範囲内において、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主又は国民健康保険組合の組合員から老人保健特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>老人保健特別徴収金については、国民健康保険法第七十七条から第八十一条まで、第一百十条、第一百十三条及び第一百三十七条第二項(第一百二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定を準用する。</p>	<p>2</p> <p>第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。</p>	<p>附 则 (昭和五八年一二月三日法律第八二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
---	---	--

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第三条に規定する）、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定（年金保険料率に係る部分に限る）、同法第五十九条の次に規定する）、第二十項までの改正規定並びに附則第九条から第十二条までの規定は昭和五十九年十月一日から、第一条中健康保険法附則に二条を加える改正規定、第二条中船員保険法附則に三項を加える改正規定、同法附則第十八項から第十九項までの改正規定並びに附則第九条から第十二条までの規定は昭和五十九年十月一日から、第一条中健康保険法附則に二条を加える改正規定、第二条中船員保険法附則に三項を加える改正規定、第三条中国民健康保険法附則に五項を加える改正規定、附則第四十六条中国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十二条の改正規定、附則第四十八条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定、附則第四十六条中国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十二条の改正規定、附則第四十八条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十条中私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条第一項の改正規定及び同項の表の改正規定（第二百二十六条の五第二項の項に係る部分を除く）は昭和六十年四月一日から、第二条中船員保険法第五十九条ノ三の改正規定並びに附則第五十三条第一項の改正規定及び同法第四十四条第一項に係る部分に限る）、第三条第二号の改正規定及び附則第三条の規定は昭和六十一年四月一日から、第一条中健康保険法第四十三条ノ十四第一項の改正規定及び同法第四十四条ノ二の前に一条を加える改正規定（同法第四十四条第一項に係る部分に限る）、第三条中国民健康保険法第五十条第一項の改正規定、同法第五十三条の改正規定（同法第九項に係る部分に限る）及び同法第五章中第八十九条の次に二節を加える改正規定（第八十九条の二から第八十一条の十一までに係る部分に限る）並びに附則第六十二条（社会保険審議会法及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第十四条の改正規定に限る）の規定は公布の日から施行する。

規定する者が施行日前に受けた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。

を超える市町村については、新国保法第七十一条の規定にかかわらず、国は、当分の間、政令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の範囲内において、同条の規定により当該市町村について負担すべき額を減額することができる。

一　当該年度における新国保法第七十二条の四

第一項の療養給付費交付金の額から当該年度における同項に規定する退職被保険者等に係る療養の給付、特定療養費及び療養費の支給に要する費用の額の百分の四十に相当する額を控除した額について、当該退職被保険者等に係る一部負担金の割合が新国保法第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者に係る一部負担金の割合に等しいものとして政令で定めるところにより算定した額

二 当該年度における新国保法第四十二条第一項第一号に掲げる被保険者に係る療養の給付、特定療養費及び療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額の合算額の百分の四十に相当する額から当該年度における新国保法第七十条第一項及び第二項の規定により算定した額を控除した額

新国保法第七十条第二項の規定は、前項各号に掲げる額の算定について準用する。

三 新国保法第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額は、当分の間、同項の規定により算定される額と第一項の規定により減額される額の見込額の総額の合算額とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三四二号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百二十三条 前条の規定による改正後の国民健康保険法第八条の二第一項の規定の適用については、附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとさ

れた年金たる保険給付のうち老齢を支給事由とするものは厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる給付と、附則第四十七条第三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間は前条の規定による改正後の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する年金保険の被保険者等であつた期間と定める年金保険の被保険者等であつた期間とそれのみなす。

附 則（昭和六〇年一二月二七日法律第二〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月二二日法律第二〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第五条の規定及び第七条の規定並びに附則第十六条、第二十四条から第二十九条まで、第三十一条及び第三十五条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第二条の規定による改正後の国民健康保険法第六十三条の二の規定は、施行日以後に受けた療養に係る特定療養費、療養費、特例療養費、高額療養費若しくは同法第四十三条第三項若しくは第五十六条第二項の規定による差額の支給又は施行日以後の出産及び死亡その他の事由に基づく同法第五十八条の規定による給付について適用する。

第十八条 第二条の規定による改正後の国民健康保険法第八十一条の三第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の療養費給付費拠出金の額の算定について適用し、昭和六十一年度以前の年度の療養給付費拠出金の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年一二月二六日法律第二〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされるる許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（昭和六三年六月一日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 改正後の国民健康保険法（以下「新法」という。）第五十四条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養及び当該療養に係る療養費の支給について適用し、施行日前に行われた療養及び当該療養に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

第三条 昭和六十三年度につき新法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村であつて新法第七十条第三項に規定する市町村に該当するものに対して国が昭和六十五年度において同項の規定により負担する額については、同項中「百分の四十に相当する額を控除した額」とあるのは、「昭和六十三年度の基準超過費用額の合算額の二分の一に相当する額」とする。

第一項に規定する市町村の昭和六十五年度における新法第七十二条の二第一項の規定による

繰入れについては、同項中「二分の一」とあるのは、「四分の一」とする。
第四条 昭和六十三年度及び昭和六十一年度につき新法第六十八条の「第一項の規定により指定を受けた市町村について新法第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号口中「合算額に」とあるのは「合算額に百分の九十を乗じて得た額と、当該合算額の百分の九十九に相当する額に」と「の十分の七」とあるのは「との合計額の十分の七」とする。

附 則 (平成二年六月一五日法律第三一
号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八十一条の改正規定は平成三年四月一日から、第三十九条、第四十三条及び第四十四条の改正規定並びに次条の規定は平成四年四月一日から施行する。

第二条 改正後の第七十条第一項及び第二項、第七十二条、第七十二条の二並びに第七十三条第一項第二号、第二項及び第四項の規定は、平成二年四月一日から適用する。
(経過措置)

第三条 平成二年四月一日前に行われた療養の給付に係る改正前の第四十三条第四項の規定による一部負担金の徴収については、なお従前の例による。

第四条 平成二年四月一日前に行われた療養の給付並びに同日前に支給された特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成元年度以前の年度の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療費拠出金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金については、なお従前の例による。

〔昭和六十二年度確定医療費拠出金〕という。(「その額を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額と、当該合計額の七分の十に相当する額に給付率（すべての市町村の前号に規定する合算額（次項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定を適用して算定した額）の合算額をすべての市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額で除して得た率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年度概算医療費拠出金の額から控除するものとし、昭和六十三年度概算医療費拠出金の額が昭和六十三年度確定医療費拠出金の額に満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同条第二項の規定の例により算定した額との合計額と、当該合計額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年月度概算医療費拠出金の額に加算するものとする。）とする。

平成二年月度における改正後の第七十三条の規定による補助金については、同条第一項第二号中「老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額」とあるのは、「老人保健法第五十五条の規定による概算医療費拠出金（以下「平成二年月度概算医療費拠出金」という。）の額（老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十一号）附則第四条第一項の規定により読み替えられた第七十条第一項第二号」とする。

平成二年月度における改正後の第七十三条の規定による補助金については、同条第一項第二号中「老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額」とあるのは、「老人保健法第五十五条の規定による概算医療費拠出金（以下「平成二年月度概算医療費拠出金」という。）の額（老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十一号）附則第六条の規定による昭和六十三年度による概算医療費拠出金（以下「昭和六十三年度確定医療費拠出金」という。）の額を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定により算定した額との合計額と、当該合計額の七分の十に相当する額に給付率（すべての市町村の前号に規定する合算額（次項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定を適用して算定した額）の合算額をすべての市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額並びに特定療養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額で除して得た率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年月度概算医療費拠出金の額から控除するものとし、昭和六十三年度概算医療費拠出金の額が昭和六十三年度確定医療費拠出金の額に満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同条第二項の規定の例により算定した額との合計額と、当該合計額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額から当該合計額を控除した額の十分の四に相当する額との合算額を平成二年月度概算医療費拠出金の額に加算するものとする。）とする。

の七分の十に相当する額に給付率（すべての組合の前号に規定する合算額（次項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額）の合算額をすべての組合の療養の給付に要する費用の額並びに特定疗養費及び療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額で除して得た率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を平成二年度概算医療費拠出金から控除するものとし、昭和六十三年度概算医療費拠出金の額が昭和六十三年度確定医療費拠出金の額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同条第二項の規定の例により算定した額との合計額の七分の十に相当する額に給付率を乗じて得た額を平成二年度概算医療費拠出金の額に加算するものとする。」と、同条第四項中「第一項第二号」とあるのは、「国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第三十一号）附則第四条第三項の規定により読み替えた第一項第二号」とする。

第六条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成三年一〇月四日法律第八九号)抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 一 略
二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定（「及び第四十六条の人第六項」を「第四十六条の五の二第三項、第四十六条の人第六項及び第四十六条の十七の五第四項」に改める部分に限る。）、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十七条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十条、第三十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二の章名の改正規定、同法第三章の二中第四十六条の六の前に節名を付する改正規定、同法第四十六条の十七の改正規定、同法第三章の二中同条の次に一節を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定（「医療等」の下に「医療（老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他これに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるもの（痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものと含む。）として政令で定めるもの（以下この項において「看護強化病床」という。）について受けられる第十七条第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。）に限る。）特定療養費の支給（老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。）、老人保健施設疗養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給（以下「老人保健施設療養費等」という。）を除く。」を加える。

部分のうち、「痴呆の状態にある老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものを持む。」に係る部分（附則第七条において「老健法第四十八条改正規定中痴呆性老人部分」という。）及び老人訪問看護療養費の支給に係る部分、「及び第四十六条の二第九項」を、「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改める部分並びに「第四十六条の二第十項」の下に「第四十六条の五の三において準用する場合を含む。」を加える部分に限る。）、同法第五十二条の改正規定（「並びに」を「及び」に改める部分に限る。）並びに同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定、第二条の規定、第三条の規定（健康保険法附則に一条を加える改正規定を除く。）、第四条の規定（船員保険法附則に二項を加える改正規定を除く。）並びに第五条の規定（国民健康保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第十六条の規定（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）、附則第十七条の規定（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十七条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十九条及び第二十条の規定 平成四年四月一日

三条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定は同年十月一日から施行する。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 平成四年度以前の年度の国民健康保険法第七十二条の二第二項の規定による国の負担については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年三月三一日法律第七号)

(施行期日)

九号 抄

(平成五年一月一二日法律第八

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会

その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続

を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場

合においては、当該諮詢その他の求めに係る不

利益処分の手続に関しては、この法律による改

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附 則 (平成六年六月二九日法律第五六

(施行期日)

号 抄

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 第一条中健康保険法第一二十三条の改正規定、同法第二十三条规定、同法第七十一条ノ三の改正規定、同法第七十七条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法附則第三条、第五条、第八条及び第九条第六項の

改正規定を含む。)並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定(「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る)、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第五十九条ノ二の改正規定及び同法第七条ノ二の改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第七十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日 (国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第二十九条の規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定 平成七年四月一日 (国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る国民健康保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

第二十七条 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、第三条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という)第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた者(老人保健法の規定による療養を受けることができる者を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限る。)が、附則第四条第一項に規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日(附則第四条第一項の規定による)までの間、当該付添看護を新国保法第五十八条第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その後同項に規定する厚生省令で定める日)までの間、当該付添看護を新国保法第五十四条第一項又は新国保法第五十四条の三第三項に規定する療養の給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

第十九条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国民健康保険法(以下「旧国保

法」という。)第三十六条第三項に規定する国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師であつて健康保険法第四十三条ノ二に規定する保健医(以下この条において単に「保健医」という。)若しくは保険薬剤師(以下この条において単に「保険薬剤師」という。)でないもの又は旧国保法第三十六条第四項に規定する療養取扱機関であつて健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関(以下この条において単に「保険医療機関」という。)若しくは保険薬局(以下この条において単に「保険薬局」という。)でないものについては、平成七年三月三十一日までの間、国民健康保険の保険者及び被保険者に対する関係において単に「保険薬局」という。)でないものについても、平成七年三月三十一日までの間、国民健康保険の保険者及び被保険者に対する関係においてのみ、保険医、保険薬剤師、保険医療機関又は保険薬局たるものとみなす。

第二十条 新国保法第一百六条の二の規定は、同条に規定する入所措置が採られたため平成七年四月一日以後に一の市町村又は特別区(以下單に「市町村」という。)の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採られた際に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二十一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第一百六条の二の改正規定及び次条の規定は、同年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年三月三一日法律第五三

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二

号) 抄

(平成八年六月一四日法律第八二

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成九年五月九日法律第四八

号) 抄

(平成九年五月九日法律第四八

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成十年一二月一六日法律第一

号) 抄

(平成十年一二月一六日法律第一

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二

号) 抄

(平成八年六月一四日法律第八二

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成九年五月九日法律第四八

号) 抄

(平成九年五月九日法律第四八

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成十年一二月一六日法律第一

号) 抄

(平成十年一二月一六日法律第一

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成十年一二月一六日法律第一

号) 抄

(平成十年一二月一六日法律第一

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成十年一二月一六日法律第一

号) 抄

(平成十年一二月一六日法律第一

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成十年一二月一六日法律第一

号) 抄

(平成十年一二月一六日法律第一

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成十年一二月一六日法律第一

号) 抄

(平成十年一二月一六日法律第一

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成十年一二月一六日法律第一

号) 抄

(平成十年一二月一六日法律第一

法」という。)第三十六条第三項に規定する国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師であつて健康保険法第四十三条ノ二に規定する保健医(以下この条において単に「保健医」という。)若しくは保険薬剤師(以下この条において単に「保険薬剤師」という。)でないもの又は旧国保法第三十六条第四項に規定する療養取扱機関であつて健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関(以下この条において単に「保険医療機関」という。)でないものについても、平成七年三月三十一日までの間、国民健康保険の保険者及び被保険者に対する関係においてのみ、保険医、保険薬剤師、保険医療機関又は保険薬局たるものとみなす。

第一条 この法律は、平成七年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(附則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされ

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

(附 則) (平成七年三月三一日法律第五三

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四

号) 抄

(平成七年五月一九日法律第九四

<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第七十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成九年六月一一日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日等)</p>	<p>第一条 この法律は、平成九年六月二〇日法律第九四号抄</p> <p>(平成九年六月二〇日法律第九四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日等)</p>
--	--

<p>第一条 この法律は、平成九年九月一日から施行する。ただし、第五条中国民健康保険法附則第十二項を削る改正規定、同法附則第十三項の改正規定及び同項を同法附則第十二項とする改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>第二条 この法律による改正後の国民健康保険法附則第十一項の規定は、平成九年四月一日から適用する。</p> <p>(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による療養費、特別療養費、特例療養費又は高額療養費の額並びに同法第四十三条第三項の規定による差額の支給及び同法第五十六条の規定による差額の支給については、なぞお従前の例による。</p> <p>第七条 平成九年八月三十一日に国民健康保険組合の組合員であつて、同日以後引き続き当該国民健康保険組合の組合員である者及び当該組合員の世帯に属する当該国民健康保険組合の被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用についての国民健康保険組合に対する国庫負担金(検討等)</p> <p>第十五条 政府は、薬剤の支給に係る一部負担その他この法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後三年以内に検討する。</p>	<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、定められた日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年六月一七日法律第一〇九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日等)</p>
---	---

<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年六月一七日法律第一〇九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日等)</p>	<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日等)</p>
--	--

<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一一年七月二八日法律第一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日等)</p>	<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日等)</p>
---	--

(医療保険制度等の抜本改革)

第三条 医療保険制度等については、平成十二年後における医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法第五十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

第十五条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十六条 第五条の規定による改正後の国民健康保険法第百六十六条の二第一項及び第二項の規定は、病院又は診療所(以下この条において「病院等」という。)に入院したため施行日以後に一の市町村又は特別区(以下この条において単に「市町村」という。)の区域内に住所を有するに至った被保険者であって、当該病院等に入院した際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律等の効力)

第十七条 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律等の効力)

第十八条 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律等の効力)

第十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二十条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二十一条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二十二条 附則第一号(平成二年二月六日法律第一〇号)(抄)(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇号)(抄)(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇号)(抄)(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百二十二条 この附則に規定する老齢又は退職を事由とする年金である給付は、国民健康保険法第八条の二第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付とみなす。

附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一〇号)(五三号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十二条 (処分、手続等に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇号)(二号)(抄)(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十二条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律五百五十二

号)第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(医療保険制度の改革等)

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。

政府は、当該基本方針に基づいて、将来的運営を図るために、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとします。

講ずるものとする。

一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方

二 新しい高齢者医療制度の創設

三 診療報酬の体系の見直し

4 一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

三 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとします。

一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

三 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的な内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとします。

一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化

二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設

三 社会保険療養費支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

4 一 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 政府は、次に掲げる事項について検討を行

い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備

二 医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備

三 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方

4 一 政府は、第二項から前項までに規定する事項において同様に規定する場合については、当該規定により指定を受けた市町村について第四条の規定による差額の支給に係るこの法律による改正前の国民健康保険法の規定による療養費、特別療養費、特例療養費又は高額療養費の支給並びに同法第四十三条の規定による差額の支給及び同法第五十六条の規定による差額の支給については、なお従前の例による。

二 年度の同法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額として算定した額

三 前号に掲げる額に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)の総数の割合として政令で定めるところにより算定した割合(以下「退職被保険者等加入割合」という。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額

四 第二十二条 平成十四年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号口に規定する額については、同号口の規定にかかる

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る附則第十五条第二項に規定する施行日前確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額として算定し控除した額とする。

二 政令で定めるところにより、年齢階層ごと

規定を適用する場合においては、同項第二号に規定する額については、同号の規定にかかるらず、第一号から第四号までに掲げる額の額から第五号に掲げる額を控除した額とする。一、政令で定めるところにより、年齢階層に、当該年齢階層に係る新老健法第二十一条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の均一人当たり老人医療費額に当該市町村の該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げた場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額当該市町村に係る附則第十七条第二項に規定する前期確定加入者調整率（以下単に「前期確定加入者調整率」という。）を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額として算定

第二十六条 次の表の上欄に掲げる年度につき民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十三条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号ロに規定する額については、同号ロの規定にかかわらず、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「附則第十七条」とあるのは「附則第十九条において読み替えて準用される附則第十七条第一項」とみ替えて準用される附則第十七条第六項」とあるのは「附則第十九条において読み替えて準用される附則第十七条第六項」と読み替えるほか、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句は、それと同様に適用する。

平成十六年度	平成十五年度	平成十六年度
平成十七年度	平成十六年度	平成十五年度
平成十八年度	平成十五年度	平成十四年度
百分の六十二	百分の五十九	百分の五十九
百分の六十六	百分の五十八	百分の五十九
百分の六十二	百分的五十四	百分的五十四
平成十五年度	平成十八年度	平成十四年度
百分の六十六	百分的五十四	百分的五十九
百分の六十二	二分の一	二分の一

入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等加入割合」という。）をいふ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。）を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいふ。以下同じ。）に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）とする。

三 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る施行日以後確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

四 第一号に掲げる額に当該市町村に係る施行日前退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保險者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額

五 第二号及び第三号に掲げる額の合算額に、当該市町村に係る施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

第二十五条 平成十五年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規

に、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に当該市町村に係る附則第十七条第六項に規定する後期確定加入者調整率（以下単に「後期確定加入者調整率」という。）を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額として算定した額

四 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る後期確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

五 前各号に掲げる額の合算額に、当該市町村に係る退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

第二十七条 平成十四年度における新国保法第七十条の規定による国庫負担金については、同条第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。)に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合(以下「退職被保険者等加入割合」という。)を乗じて得た額」とあるのは、「特別調整前概算医療費拠出金相当額(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二号)第三条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。)第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合」である。

成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

平成十四年度の新国保法第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかるわらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 特別調整前概算医療費拠出金相当額（旧老健法第五十五条第一項各号に掲げる額の合計

第二十五条 平成十五年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規

五 前各号に掲げる額の合算額に、当該市町村に係る退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

老健法」という。第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。)の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加

要する費用の額の合算額
二 特別調整前概算医療費拠出金相当額（旧老健法第五十五条第一項各号に掲げる額の合計

職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における特例退職被保險者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の特例退職被保険者等による負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）が同法附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の特例退職被保険者等による負担調整前確定医療費拠出金相当額」といいう。）を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について、老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の特例退職被保険者等による負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等による負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第十八条の規定により読み替えられた同法附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十四年度の特例退職被保険者等による負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等による負担調整前確定医療費拠出金相当額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超えてる額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するも

（罰則に関する経過措置）
第三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一第三十六条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一一五二号）抄
 第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めることから施行する。

附 則（平成一六年五月二六日法律第五九号）抄
 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一四七号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日法律第二五五号）抄
 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一一六八号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一一六九号）抄
 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日法律第二一一号）抄

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**（施行期日）
 第二条** この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三条の規定による改正前の児童扶養手当法第二十一条の二の規定に基づく交付金の交付については、同項の規定による。

第三条 平成十七年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村又は特別区（以下附則第五条までにおいて単に「市町村」といいう。）に対して負担する額については、同項の規定にかわらず、第一号に掲げる額の百分の三十に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げ

る額の合算額とする。

（支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十六年度以前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十六年度以前の国庫負担金及び調整交付金についての国庫負担金及び調整交付金については、なお従前の例による。

（支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十六年度以前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十六年度以前の国庫負担金及び調整交付金についての国庫負担金及び調整交付金については、なお従前の例による。

（支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十六年度以前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十六年度以前の国庫負担金及び調整交付金についての国庫負担金及び調整交付金については、なお従前の例による。

（支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十六年度以前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十六年度以前の国庫負担金及び調整交付金についての国庫負担金及び調整交付金については、なお従前の例による。

（支給された入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに平成十六年度以前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用及び平成十六年度以前の国庫負担金及び調整交付金についての国庫負担金及び調整交付金については、なお従前の例による。

十六に相当する額

口 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合（新国保法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百分の三十六に相当する額

費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額（老人保健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保険者等確定医療費拠出金に満たない場合、イに定める額に、その満たない額と額との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合

平成十七年度の概算介護給付費納付金（介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の介護保険法（以下この号において「旧介護保険法」という。）第一百五十二条に規定する概算介護給付費納付金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十六に相当する額

口 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額（旧介護保険法第一百五十一条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の四十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護

2 給付費納付金調整金額との合計額の百分率に相当する額を加算した額
一部負担金軽減市町村等（国民健康保険法第
四十三条第一項の規定により一部負担金の割合
を減じて市町村及び都道府県又は市町村が
被保険者の全部又は一部について、その一部負
担金に相当する額の全部又は一部を負担するこ
ととしている市町村をいう。以下同じ。）に対
する前項の規定の適用については、同項第一号
に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又
は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部
の負担の措置が講ぜられないものとして、政令
の定めるところにより算定した同号に掲げる額
に相当する額とする。

3 平成十七年度における新国保法第七十条第三
項の規定により国が平成十五年度につき国民健
康保険法第六十八条の二第一項の規定により指
定を受けた市町村であつて新国保法第七十条第
三項に規定する市町村に該当するものに対しして
負担する額については、同項中「前二項」とあ
るのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴
う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平
成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」
という。）附則第三条第一項及び第二項」と、
「百分の三十四」とあるのは「百分の三十六」
と、同条第四項中「前項」とあるのは「一部改
正法附則第三条第三項の規定により読み替えら
れた前項」と、同条第五項中「第三項第二号イ」
とあるのは「一部改正法附則第三条第三項
の規定により読み替えられた第三項第二号イ」
とする。

4 平成十七年度における新国保法第七十二条第
二項の規定による調整交付金の総額について
は、同項の規定にかかるわらず、第一号に掲げる
額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を
控除した額及び第四号に掲げる額の合算額の見
込額の総額から、第五号に掲げる額の総額を控
除し、その控除後の金額に第六号に掲げる額を
加えて得た額から、新国保法附則第十八項の規
定により国が負担する費用の額から当該費用の
額の三分の一以内の額を控除した額を控除した
額として予算で定める額とする。

一 第一项第一号に掲げる額（第二項の規定の
適用がある場合にあつては、同項の規定を適
用して算定した額。次項において同じ。）の
百分の九に相当する額
二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次
に定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算医療費拠出金の額の百分の九に相当する額

ロ 口 平成十五年度の概算医療費拠出金の額が平成十五年度の確定医療費拠出金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の概算医療費拠出金の額が平成十五年度の確定医療費拠出金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

口 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額の百分の九に相当する額

ロ 口 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が平成十五年度の退職被保險者等確定医療費拠出金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額との合計額の百分の十に相当する額を計算した額

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成十七年度の概算介護給付費納付金の額の百分の九に相当する額

ロ 口 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を控除した額

ハ 平成十五年度の概算介護給付費納付金の額が平成十五年度の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の百分の十に相当する額を加算した額

五 平成十五年度の基準超過費用額（新国保法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。以下同じ。）の百分の九に相当する額十に相当する額を加算した額

六 新国保法第七十二条の二の二第一項の規定による繰入金及び新国保法附則第十二項の規定による繰入金の合算額の総額の四分の一に相当する額

平成十七年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額については、同項の規定にかかわらず、第一項第一号に掲げる額、平成十七年度の概算医療費拠出金の額から平成十七年度の退職被保険者等概算医療費拠出金相当額を控除した額及び平成十七年度の概算介護費納付金の額の合算額の見込額の総額から平成十五年度の基準超過費用額の総額を控除した額の百分の五に相当する額とする。

第四条 平成十八年度における健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十七条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成十八年十月改正後国保法」という。）第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額については、同項の規定にかかるわらず、第一号に掲げる額の百分の三十四に相当する額、第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額及び第四号に掲げる額の合算額とする。

一 平成十八年十月改正後国保法第七十条第一項第一号に掲げる額から健康保険法等の一部を改正する法律第十条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成十八年改正後国保法」という。）附則第十二項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額二次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合

二 十八年度の概算医療費拠出金の額の百分の三十四に相当する額

ロ 平成十六年度の概算医療費拠出金の額が平成十六年度の確定医療費拠出金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整

(平成二七年一月七日法律第二三号)抄
附則

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

詔令典定の本日施行

第一百三十三条 第百十六条から第百十九条まで及び
第一百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に

係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び

第十九項から第二十二項まで、第二章第一節
ニテ、別用十四点を成員、寺主、首領者、寺司

(七) 不利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介

護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条

第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第

二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条

条、第三十六条第四項（第三十七条第二項に

おいて準用する場合を含む) 第三十条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支

援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援

施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、

第一条 本法の去律は、平成十八年四月一日から施行する。

行する。

第十五条 前条の規定による改正後の国民健康保険法の一部改正は、(国民健康保険法の一部改正は、)付帯規定(付帯規定)を除く。

（入居）規定（第一百六十六條の二第一項第六号）は、施行日以後に同号に係る部分に限る。」

掲げる特定施設に入居をすることにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認め

られる国民健康保険の被保険者であつて、当該特定施設に入居をした際、当該特定施設が所存する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、施行日前に当該特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日

二 略

三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第一百一条、第一百十二条、第一百十三条の二及び第一百三十一条の二及び

第一百三十条の一の規定 平成二十四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療保険各法及び第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四十条 第十一条又は第十三条の規定の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係るこれらの条の規定による改正前の国民健康保険法の規定による保険給付については、それをお従前の例による。

第四十一条 第十三条の規定の施行の日前に同条による改正前の国民健康保険法の規定により、同法第七十条第一項第二号に規定する退職被保険者等（現に第十三条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「平成二十年四月改正国保法」という。）附則第七条第一項に規定する退職被保険者等である者を除く。）について行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る保険給付に要する費用の負担及びこれらの事務の執行に要する費用については、これらの者を平成二十年四月改正国保附則第七条第一項の退職被保険者等とみなして、同条から平成二十年四月改正国保附則第二十一条までの規定を適用する。

第四十二条 平成十八年度及び平成十九年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について、平成二十一年四月改正国保法第七十条第三項の規定により平成二十年度及び平成二十一年度における基準超過費用額を算定する場合においては、同項の規定にかわらず、第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項の規定の例

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第一百三十条の二 第二十六条の規定による改正前の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第

四十八条第一項第三号の指定を受けていたる旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設についての規定による改正の規定に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第

四十八条の規定による改正の規定による改型医療施設については、第五条の規定による改

正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保

険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生

活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百十一条の規定による改正前の生

活保護法の規定、附則第一百零六条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これら

の規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有す

る。前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスによる保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

第二十六条 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされいないものについての当該処分については、なお従前の例による。

この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規

定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げ

る規定については、当該各規定。以下同じ。）の規定に於ける行為、この附則の規定によりな

る規定に於ける行為、この附則の規定によりな

る規定に於ける行為、この附則の規定によりな

る規定に於ける行為、この附則の規定によりな

る規定に於ける行為、この附則の規定によりな

る規定に於ける行為、この附則の規定によりな

る規定に於ける行為、この附則の規定によりな

る。

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のその他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定において同じ。の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この法律の規定によつてした処分、手續に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年一二月二〇日法律第一〇一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。たゞし、次の各号に定める日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。たゞし、次の各号に定める日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。たゞし、次の各号に定める日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

第一百三十三条 この法律の施行前に改正前のその他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定において同じ。の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の相当の規定があるものは、この法律の規定によつてした処分、手續に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

この法律の施行前に改正前のその他の法律の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の相当の規定があるものは、この法律の規定によつてした処分、手續に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。たゞし、次の各号に定める日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

則第四十四条中国民健康保険法第百九条及び

第一百十九条の二の改正規定並びに附則第七十一条の規定 平成二十年十月一日

（処分、申請等に関する経過措置）

（処分、申請等に関する経過措置）

（処分、手続等に関する経過措置）

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定

（公布の日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二六日法律第一九七号) 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日において、この法律による改正前の国民健康保険法第九条第六項の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する十五歳に達する日以後の

最初の三月三十一日までの間にある被保険者

（同条第三項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）があるときは、市町村又は特別区は、この法律の施行後速やかに、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を六月とする被保険者証を交付するものとする。

前項の規定は、国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者証について準用する。この場合において、同項中「第九条第六項」とあるのは「第二十二条において準用する同法第九条第六項」と、「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村又は特別区」とあるのは「国民健康保険組合」と読み替えるものとする。

（国民健康保険の保険料の滞納の防止等のための措置）

市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）について、減免制度等の十分な周知を図ること等を通じて、滯納を防止し、及び特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

（検討）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四条第二項及び第二項、第三十九条並びに第四十七条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定（同条第一項の改正規定（第二十四条の二第二項若しくは第二項又は）を削る部分に限る。）を除く。）並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則（施行期日）

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三五号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一〇号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九七号) 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）の項の改正規定（及び第三十条の三第一項）を「、第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。）に限る。）並びに附則第三条

この法律の施行の際現に行われている第一條の規定による改正前の国民健康保険法（以下「改正前国保法」という。）第十二条の規定による協議については、なお従前の例による。

平成二十年度から平成二十一年度までの各年度につき改正前国保法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村については、同条第三項から第六項まで並びに改正前国保法第七十条第三項から第五項まで、第七十二条の四、第一百八条及び附則第九条第一項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）

（附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例）

（附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第十四項の規定を適用する。）

（附則（平成二二年三月三一日法律第一〇号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三五号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九七号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九七号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

（国民健康保険法の一一部改正に伴う経過措置）

第一項の規定（及び第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで）に改める部分に限る。）に限る。）並びに附則第三条

この法律の施行の際現に存する改正前の第一條の規定による改正前の国民健康保険法（以下「改正前国保法」という。）第十二条の規定による協議については、なお従前の例による。

平成二十一年度から平成二十一年度までの各年度につき改正前国保法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村については、同条第三項から第六項まで並びに改正前国保法第七十条第三項から第五項まで、第七十二条の四、第一百八条及び附則第九条第一項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）

（附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例）

（附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第十四項の規定を適用する。）

（附則（平成二二年三月三一日法律第一〇号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三五号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九七号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九七号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

）

第一項の規定による改正前の国民健康保険法（以下「改正前国保法」という。）第十二条の規定による協議については、なお従前の例による。

平成二十一年度から平成二十一年度までの各年度につき改正前国保法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村については、同条第三項から第六項まで並びに改正前国保法第七十条第三項から第五項まで、第七十二条の四、第一百八条及び附則第九条第一項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）

（附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例）

（附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第十四項の規定を適用する。）

（附則（平成二二年三月三一日法律第一〇号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三五号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九七号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九七号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

）

第一項の規定による改正前の国民健康保険法（以下「改正前国保法」という。）第十二条の規定による協議については、なお従前の例による。

平成二十一年度から平成二十一年度までの各年度につき改正前国保法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村については、同条第三項から第六項まで並びに改正前国保法第七十条第三項から第五項まで、第七十二条の四、第一百八条及び附則第九条第一項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）

（附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例）

（附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第十四項の規定を適用する。）

（附則（平成二二年三月三一日法律第一〇号）抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三五号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九七号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日法律第三九七号) 抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護 譲合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から新国保法第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び新国保法附則第二十四条第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額

イ 一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金（高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の概算前期高齢者納付金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十二に相当する額

口 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金（高齢者の医療の確保に関する法律第三十七条第一項の確定前期高齢者納付金をいう。以下同じ。）の額を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額（同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 口及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第三号の概算調整対象基準額に退職被保険者等所属割合（新国保法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百分の三十二に相当する額

口 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十五条第一項第三号の確定調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百分の三十二に相当する額

八 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準調整金額（新国保法附則第七条第三項に定める調整対象基準調整金額の算定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

九 同じ。を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額（新国保法附則第七条第三項に定める調整対象基準調整金額の算定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

一〇 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

一一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

一二 ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額の百分の三十二に相当する額

一二三 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 イに定める額が同年度の確定後期高齢者支援金（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額（同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

一二四 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

一二五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

一二六 ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額（概算後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百分の三十二に相当する額

一二七 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額に満たない場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額（同条第二項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の百分の三十二に相当する額を控除した額

八 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額をいう。(以下同じ)を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

九 病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金をいう。以下同じ。)の額から、当該額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の三十二に相当する額

一〇 口二十四年度の概算納付金(介護保険法第五十一条第一項の概算納付金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十二に相当する額

一一 同じ。の額とその超える額に係る調整金額(同条第二項の規定の例により算定した額第一項の確定納付金をいう。以下同じ。)との合計額の百分の三十四に相当する額を控除した額

一二 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額に満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額の百分の三十四に相当する額を加算した額

一三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

一四 ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金(高齢者の医療の確保に関する法律第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金をいう。以下同じ。)の額の百分の三十二に相当する額

一五 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金(高

齡者の医療の確保に関する法律第三十三条
第一項の確定前期高齢者交付金をいう。以
下同じ。)の額を超える場合 イに定める
額から、その超える額とその超える額に係
る前期高齢者交付調整金額(同条第二項の
規定の例により算定した額をいう。以下同
じ。)との合計額の百分の三十四に相当す
る額を控除した額
ハ 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金
の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額
に満たない場合 イに定める額に、その満
たない額とその満たない額に係る前期高齡
者交付調整金額との合計額の百分の三十四
に相当する額を加算した額
一 部負担金軽減市町村等(新国保法第四十三
条第一項の規定により一部負担金の割合を減じ
ている市町村及び都道府県又は市町村が被保険
者の全部又は一部について、その一部負担金に
相当する額の全部又は一部を負担することとして
いる市町村をいう。以下同じ。)に対する前
項の規定の適用については、同項第一号に掲げ
る額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部
負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担
の措置が講ぜられないものとして、政令の定め
るとところにより算定した同号に掲げる額に相当
する額とする。

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者納付金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者納付金の額が同年度の確定前期高齢者納付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十四年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額を超える場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

八 平成二十二年度の退職被保険者等概算調整対象基準額相当額が同年度の退職被保険者等確定調整対象基準額相当額に満たない場合、イに定める額に、その超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

九 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算後期高齢者支援金の額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額を超える場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たない場合 イ に定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額の百分の九に相当する額

ロ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の退職被保険者等概算後期高齢者支援金相当額が同年度の退職被保険者等確定後期高齢者支援金相当額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額の百分の九に相当する額を加算した額

六 病床転換支援金の額から、当該額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の九に相当する額

七 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算納付金の額の百分の九に相当する額

ハ 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額を超える場合 イに定める額から、その超える額とその超える額に係る調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

八 平成二十二年度の概算納付金の額が同年度の確定納付金の額に満たない場合 イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

九 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 平成二十四年度の概算前期高齢者交付金の額の百分の九に相当する額

四 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない場合、イに定める額から、その超える額とその超える額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を控除した額

ハ 平成二十二年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない場合、イに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る前期高齢者交付調整金額との合計額の百分の七に相当する額を加算した額

第四条 前条第一項の規定は、平成二十五年度における新国保法第七十条第一項の規定により国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成二十四年度に」とあるのは「平成二十五年度に」と、同項第二号から第五号まで、第七号及び第八号中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、同条第二項中「同項第一号」とあるのは、「次条第一項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第五条 前条第二項の規定は、一部負担金軽減市町村等に対する前項において準用する同条第一項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第一号」とあるのは、「次条第一項において準用する前項第一号」と読み替えるものとする。

第六条 前条第三項の規定は、平成二十五年度における新国保法第七十二条の二第二項の規定による都道府県調整交付金の総額について準用する。この場合において、前条第三項中「平成二十四年度に」とあるのは「平成二十五年度に」と、「総額から、平成二十二年度の基準超過費用額（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十五号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の国民健康保険法第七十条第三項に規定する基準超過費用額をいう。）の百分の九に相当する額の総額を控除した額」とあるのは「総額」と、同項第一号中「第一項第一号に掲げる額（前項）」とあるのは、「次条第一項において準用する第一項第一号に掲げる額（同条第二項において準用する前項）」と、同項第二号から第五号まで、第七号及び第八号中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、「平成二十二年度」とあるのは「平成二十三年度」と読み替えるものとする。

(医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

正規定を除く。)、第十七条の規定(第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条の規定、及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百四号)第二条第五項第二号の改正規定(同法第十四条項)を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定（平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日）

る施設に入居することにより当該施設の所在地に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居をすることにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

第三十五条 新国保法附則第十六条において準用する第十八条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者医療法」という。）附則第十三条の五の六の規定は、第十五条の規定による改正前の国民健康保険法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金（以下この条において「第三号施行日前延滞金」という。）のうち第三号施行日以後の期間に対応するもの及び新国保法附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十五条第一項に規定する延滞金のうち第三号施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの附則の規定によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

**附 則（平成二七年五月二九日法律第三
一 号）抄**

（施行期日）

同法第五十三条第一項の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十一条第五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

三 第三条、第四条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定、附則第五十三条中介護保険法附則第十二条の改正規定並びに附則第六十条、第六十三条及び第六十六条の規定 平成二十九年四月一日

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一百六十条の二の改正規定及び同条の一項を加える改正規定、第六十条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第一百十条の二の改正規定、同条の一項を加える改正規定並びに同法第百三十一条の二第一項の改正規定並びに附則第三条第六条及び第十六条の規定 公布の日

二 略

三 第一条の規定(健康保険法第三条第七項の改正規定を除く)、第四条の規定(第六条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く))、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第一百四条の改正規定、第十九条の規定(第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第一百五十四条の四十五中第五項を第九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第一百七十三条第三項第六号の改正規定を除く)並びに第十四条中船員保険法第一百一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五条)第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 令和二年十月一日

四 第二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く)、第九条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第十一条の規定及び第十四条の規定(船員保険法第二条第九項の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第七条の規定(私立学校教職員共済組合法第二条第一項第二号に掲げる改正規定を除く)及び附則第九条の規定(国家公務員共済組合法第二条第一項第二号及び第四十三条第三項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く)、公表の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

第二条 (検討)
政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。附則第十五条及び第十六条において同じ。)による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用の状況、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 第八条の規定による改正後の国民健康保険法第一百十条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に納期(国民健康保険法又は同法に基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい。当該納期後に保険料を課すことができることとなつた場合にあつては、当該保険料を課することができることとなつた日とする。)が到来する保険料について適用する。

第十五条 (罰則の適用に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為及び附則第十四条の規定による従前の例によることとして適用する。

第十六条 (その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもの(前号に記載する法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年三月三一日法律第一四号) 抄

二 略

第一条 (施行期日)
この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条の二第一項の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項及びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条 (罰則に関する経過措置)
この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 (罰則への委任)
この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十二条 (罰則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置)
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (施行期日)
この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の規定 第二条(見出しを含む。)を削る部分に限る。に限る。に限る。

二 第二十二条(見出しを含む。)及び第十九条(見出しを含む。)を削る部分に限る。

三 第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(条例を含む。)を削る部分に限る。)に限る。

る)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(令和三年六月一日法律第六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の改正規定並びに第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二条)、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百四十六条)の改正規定、附則第五十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得稅法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の三第一項の改正規定(第七百三十四条第一項第一号)を「第七百三条の四第十号」に改める部分に限る。)並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定、公布の日

二 第六条の規定(前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第一百四条の改正規定を除く。)及び第七条の規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第一十三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)令和四年一月一日

三及び四 略

五 第六条中国民健康保険法第八十二条の二の改正規定 令和六年四月一日

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定 第二条中船員保険法第一百五十三条の十第二項及び第一百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十五条の二第二項及び第一百六十五条の三の改正規定、第六条中百十三条の四の改正規定、第八条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに第

九条及び第十条の規定並びに附則第十二条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国家公務員共済組合法第一百二十四条の二第二項及び第一百四十四条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第一百四十四条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めること

第二条(検討) 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 都道府県は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までに、第六条の規定による改正後の国民健康保険法第八十二条の二(第九項を除く。)の規定の例により、国民健康保険法第八十二条の二第一項に規定する都道府

県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(令和四年六月二日法律第七六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定、公布の日

附 則(令和四年六月二日法律第七七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の施行により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為(以下この項及び次条において「新法令」という。)は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この項及び次条において「旧法令」といいう。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為(以下この項及び次条において「新法令」という。)は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この項及び次条において「新法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされ、対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の四の項、別表第三の五の項、別表第四の

法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、当該各号に定める日から施行する。

附 則(令和四年六月二日法律第七七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

附 則(令和四年六月二日法律第七七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

附 則(令和四年一二月九日法律第九六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の二及び第七条、第七十七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百二十二条の規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の四の項、別表第三の五の項、別表第四の

三の項及び別表第五第六号の三の改正規定（第一号に掲げる
びに附則第三十六条から第三十八条まで及び
第四十二条の規定）公布の日

（検討）

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症（病

原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル

ス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界

保健機関に対して、人に伝染する能力を有する

ことが新たに報告されたものに限る。）である

ものに限る。以下同じ。）の罹患後症状に係る

医療の在り方について、科学的知見に基づく適

切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を

加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

ものとする。

2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する

状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフ

ルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規

定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附

則第六条において同じ。）への位置付けの在り

方にについて、感染症法第六条に規定する他の感

染症の類型との比較等の観点から速やかに検討

を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず

るものとする。

3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関す

る情報（副反応に関する情報を含む。）の公表

の在り方について検討を加え、その結果に基づ

いて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途とし

て、この法律による改正後のそれぞれの法律

（以下この項において「改正後の各法律」とい

う。）の施行の状況等を勘案し、必要があると

認めるときは、改正後の各法律の規定について

改訂を加え、その結果に基づいて必要な措置を

講ずるものとする。

（政令への委任）

○四号 抄（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十

条の規定、第十三条の規定（第一号に掲げる
改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に
掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精

神保健福祉法第二条の改正規定、第六条及
び第二十五条の規定（令和六年一月一日
第二十九条、第三十一条から第三十四条ま
で、第三十八条、第四十一条及び第四十二条
の規定（公布の日から起算して三年を超えない範
囲内において政令で定める日））

（検討）

第三条 政府は、この法律の公布後、全世代対応

機能（次条第四項において「かかりつけ医機
能」という。）の確保を加える部分に限る。
第五項の改正規定（「推進」の下に「、医療

法第六条の三第一項に規定するかかりつけ医

機能（次条第四項において「かかりつけ医機
能」という。）の確保を加える部分に限る。
第五項の改正規定（「推進」の下に「、医療

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行

する。

（号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行

する。

二十項の改正規定並びに同法第七百三十三条第二項の改正規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八十条の四第二項の改正規定並び附則第二十九条の規定（施行日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後、全世代対応

型の持続可能な社会保障制度を構築するため、
経済社会情勢の変化と社会の要請に対応し、受

益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を

図るための更なる改革について速やかに検討を
加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

ものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途とし

て、この法律による改正後のそれぞれの法律

（以下この項において「改正後の各法律」とい

う。）の施行の状況等を勘案し、必要があると

認めるときは、改正後の各法律の規定について

改訂を加え、その結果に基づいて所要の措置を

講ずるものとする。

（国民健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 都道府県は、この法律の施行の日（以下

「施行日」という。）の前日までに、第四条の規

定（附則第一号第四号及び第六号に掲げる改正

規定を除く。次条第一項において同じ。）によ

る改正後の国民健康保険法第八十二条の二（第

六項及び第九項を除く。）の規定の例により、

同条第一項に規定する都道府県国民健康保険運

営方針を定めるものとする。

第四条 施行日の前日において退職被保険者等

（第四条の規定による改正前の国民健康保険法

（次項から第五項までにおいて「第四条改正前

国保法」という。）附則第七条第一項に規定す

る退職被保険者等をいう。以下この項において

同じ。）である者に対し施行日以後行われる

療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生

活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看

護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及

び高額介護料合算療養費の支給に要する費用（以

下この項において「療養の給付等に要する費用
用」という。）並びに施行日前に退職被保険者

等であった者に対し施行日前に行われた療養の

給付等に要する費用のうち施行日以後に請求さ

れるものについては、これらの者が住所を有す

る都道府県及び市町村（特別区を含む。）が負

2 前国保法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者等（第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠えその他これららの規定に関し必要な事項は政令で定める。）
3 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十条第一項の規定により支払基金が令和六年度における拠えその他これららの規定に関し必要な事項は政令で定める。

担する療養の給付等に要する費用とみなして、国民健康保険法第五章の規定を適用する。
2 施行日前に特例退職被保険者等（第四条改正前国保法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。）であつた者に対し施行日前に行われた療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、除外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（以下この項において「特例退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用」という。）のうち施行日以後に請求されるものについては、これらの者が加入する健康保険組合が負担する特例退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用とみなして、健康保険法第七章の規定を適用する。
3 令和四年度における退職被保険者等所属都道府県（第四条改正前国保法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県をいう。以下この項において同じ。）に係る療養給付費等交付金（同条第一項の療養給付費等交付金をいう。）及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）に係る療養給付費等拠出金（第四条改正前国保法附則第十条第一項の療養給付費等拠出金をいう。）に関する、社会保険診療報酬支払基金による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が第四条改正前国保法附則第十七条の規定に基づき行う退職者医療関係業務（同条に規定する退職者医療関係業務をいう。第五項において同じ。）が第四条改正前国保法附則第十七条の規定に基づき行う退職者医療関係業務（同条に規定する退職者医療関係業務をいう。第五項において同じ。）が第四条改正前国保法附則第二十一条第一項の規定に基づき行う通知及び特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。）が第四条改正前国保法附則第二十一条第一項の規定に基づき行う通知については、第四条改正前国保法附則第十五条第一項の規定に基づき行う通知及び特定健康保険組合（健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。）が第四条改正前国保法附則第二十一条第一項の規定に基づき行う通知については、第四条改正前国保法附則第六条から第二十一条までの規定（これらの規定に基づく命令を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えその他これららの規定に関し必要な事項は

6
旧高確法第百四十三条の規定の適用を受ける退職者医療関係業務に係る特別の会計に所属する権利及び義務については、政令で定めるところにより、同日において高齢者の医療の確保に関する法律第三十九条第一項第一号に掲げる義務に係る特別の会計に帰属するものとする。
令和七年度において、第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高確法」という。）第三十九条の規定により令和五年度の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいいう。附則第九条において同じ。）に係る確定前定期高齢者納付金の額を算定する場合について、は、旧高確法附則第十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。

5
出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徵收する間、第一条の規定による改正前の健康保険法附則第四条の三の規定、第二条の規定（附則第六号に掲げる改正規定を除く。）によりて同一の規定による改正前の船員保険法附則第七条の規定、第六条の規定（附則第一条第一号、第四号及び第六号に掲げる改正規定を除く。第六項において同じ。）による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（次項及び第六項において「旧高齢者医療法」という。附則第十三条第二項の規定、附則第十九条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の私立学校共済組合法附則第十一条の三の規定、附則第二十二条の規定（附則第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員共済組合法附則第二十五条の規定、附則第二十条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関する必要な技術的読替えその他これらに関する事項は、政令で定める。

政令への委任
八条 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）
公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
第十五条 保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。
2 前項の規定は、第六条の規定による改正後の船員保険法第二十八条の二第一項、第八条の規

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定

第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町（国）健康保険法の一部改正は令和元年過渡措置（特別区を含む。次条において同じ。）又は国・健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条の規定

定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する規定は、改正後の法律第二十二条第六項、第九条の規定によつて、改正後の国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項、第十条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において「准用する場合を含む。」）、第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項又は第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中「子ども・子育て支援法」の一部を改正する法律附則も・子育て支援法の一部を改正する法律附則

第四条第一項の改正規定（「施行日から起算して五年を経過する日」を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日
イ 略

六 第二条、第三条、第八条、第十四条及び

第十五条の規定

（罰則に関する経過措置）
四十五条规定 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（子ども・子育て支援納付金の導入に当たつての経過措置及び留意事項）

四十六条规定 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（子ども・子育て支援納付金の導入に当たつての経過措置及び留意事項）

四十七条规定 政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決定されたこども未来戦略（次項において「こども未来戦略」という。）に基づき、社会保障負担率（一会計年度における国民経済計算の体系（国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。）における社会保障負担の額その他の内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項において同じ。）の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革（同日の閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（以下この項及び第三項第一号において「改革工程」という。）の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する

二千二十九年度までに実施について検討する取組」に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下この条において同じ。）の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金（施行日新支援法第七十一条の三第三項に規定する支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。）の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を目安とするものとする。

二 令和八年度 おおむね六千億円

三 令和十年度 おおむね一兆円

政府は、第一項の全世代型社会保障制度改革を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組について

は、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行

い、全世代が安心できる社会保障制度を構築し、これを次の世代に引き継ぐことを旨とし

て、着実に進めること。

二 前号の予算編成過程における検討に当たつては、社会保障サービスの生産性の向上、質の向上及び提供体制の効率化、能力に応じて

実施することにより社会保障負担率の低下に与

える影響の程度を超えないものとする。

三 政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施施策（こども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策）として記載された施策をいう。以下この項及び次条において同じ。）を実施するため必要となる費用については、全世代型社会制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他の歳出見直し、消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策を踏まえ、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行うこと。

四 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもつて充てる部分に限る。

五 高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

る繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

四 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲

げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方

公共団体の負担金をもつて充てる部分の額

（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）

五 政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合

は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

六 政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合

は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

七 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

四十八条规定 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

四十九条规定 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十一條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十三條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十四條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十五條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十六條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十七條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十八條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

五十九條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

六十條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

六十一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）